

第 126 回島根県立大学教育研究評議会議事要旨

(平成 30 年度 第 5 回／臨時 第 1 回)

- ・日 時 平成 30 年 8 月 3 日 (金) 14:35～15:10
- ・場 所 浜田キャンパス会議室、出雲キャンパス大会議室、松江キャンパス大会議室
- ・出席者 清原学長、江口副学長、梶谷看護栄養学部長、岩田人間文化学部長、犬塚教務部長、吾郷教務部長、マユ一教務部長、今中学生生活部長、田中中学生生活部長、落部事務局長
- ・欠席者 山下副学長、岸本副学長、林総合政策学部長、佐藤学生生活部長、石橋看護学研究科長、狩野別科長、李 NEAR センター長

《審議事項》

(1) 第 3 期中期目標にかかる意見集約について(学長)

清原学長から、第 3 期中期目標にかかる意見集約について、資料(略)により説明があり、中期目標案について県に申し入れる事項は無く、原案のとおり承認された。

犬塚教務部長から、本来目標は大学が自主的に決めるべきで、大学が方針を示した後、それに沿って県が目標を決めるのが筋ではないかと発言があり、清原学長から、地方独立行政法人法には中期目標は首長が決めるとされており、県から案が示された後、大学が意見を申し入れるものであり、法令上の筋道として問題ない旨回答された。

犬塚教務部長から、中期目標は制度上県が作成するものであるが、大学内で議論する前に県が決めてしまっていることに疑問を感じると発言があり、清原学長から、中期目標の設定は法律の趣旨に従って行うべきと考えており、現段階で県から示されている中期目標案について意見を申し入れる点はない旨の回答をされた。

犬塚教務部長から、県の実質負担を伴う研究について、地域貢献に主眼を置き、研究対象地域や分野の見直し等を行うと記載があり、県が教員の研究分野に介入、干渉しようとしているように読むこともできるが、大学の自治の観点から考えて意見を伺いたいと発言があり、清原学長から、教員個々の自由な研究が妨げられるとは考えておらず、もし万が一そのような事態になった場合は、学長としてそれは間違っている旨の意見を伝えるが、例えば、地域貢献に資する研究に対して新たに研究費を支給するなど、地域貢献に資する研究を奨励しようという趣旨だと理解しており、自由な研究が歪められることはないが、もしあれば学問の自由等に反することなので、法的問題にするなど、身体を張って教員の自由な研究を守っていく旨の回答をされた。

清原学長から、中期目標に沿う形で中期計画の策定をするが、目安を 11、12 月とし、来年 2 月に県の認可を得たい旨発言された。